NURO リンク R ラインサービス利用規約

ソニービズネットワークス株式会社（以下「弊社」といいます）は、「NURO Biz 利用規約本則」の個別規定として、「NURO リンク R ラインサービス利用規約」を以下のとおり定めます。NURO リンク R ラインの各プランには、「NURO Biz 利用規約本則」と「NURO リンク R ラインサービス利用規約」があわせて適用されます。

第1条（本規約の適用）

弊社は、この「NURO リンク R ラインサービス利用規約」（以下「本規約」といいます）を定め、これにより NURO リンク R ライン（以下「本サービス」といいます）の各プラン（弊社が本規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます）を提供します。

第2条（本規約の変更）

弊社は、本規約を変更することがございます。この場合には、料金その他本サービスの各プランの提供条件は、変更後の本規約によります。

第3条（本サービスの申込と契約）

本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意のうえ、弊社所定の利用契約申込書を弊社または弊社の事業所に提出することで、本サービスの利用に関する契約（以下「利用契約」といいます）の申し込みを行うものとします（以下、利用契約の申し込みを行った者を「利用申込者」、弊社と利用契約を締結した利用申込者を「契約者」といいます）。

第4条（本サービス）

本サービスは、楽天モバイル株式会社（以下「特定協定事業者」といいます）のサービスを利用して、弊社が提供するサービスです。サービス内容等については、別途定める特定協定事業者の約款、規定および仕様書（以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます）に定めるとおりとします。

第5条（提供開始日）

本サービスの提供開始日は、特定協定事業者がサービスを開始した日の翌日とします。

第6条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、前条の提供開始日を基準に、13ヶ月目の末日までとなります。

第7条（キャンセルと解約）

契約者は、前項に定める最低利用期間内に、弊社との利用契約を終了する場合、弊社が定める期日までに、別途定めた違約金を一括して支払うものとします。

1. 契約者は、申込から屋外工事日の調整前までに弊社所定の方式により手続きした場合に限り、利用契約の申し込みを取消すことができます。この場合、契約者は弊社の料金表に定めるキャンセル料を支払うものとします。
2. 前項に定める日以降は、希望する解約月の2ヶ月前までに申請することで利用契約を解除できます。

第8条（料金）

本サービスの利用料金は、弊社の料金表に定めるところによります。なお、本サービスの利用料金の支払い方法は、以下の各号に定めるとおりとします。

1. 契約者は、弊社に対し、料金表に定める本サービスの初期費用と工事費を本サービスの提供開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。
2. 契約者は、弊社に対し、料金表に定める本サービスの基本利用料金を本サービスの提供開始日の属する月の翌月分から毎月末日を締日として、当該締日の翌月末日までに本サービスの提供終了日の属する月分まで支払うものとします。
3. 契約者は、弊社に対し、本サービスの利用に必要な前二号に定める以外の利用料金（消費税相当額を含む）を弊社の指定する期日までに弊社の請求に基づき支払うものとします。

第9条（契約者の地位の承継）

1. 法人の合併若しくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、契約者の地位を承継した法人は、弊社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、弊社または弊社の事業所に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 弊社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

第10条（契約者の氏名等の変更）

1. 契約者は、その氏名、名称または住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに弊社または弊社の事業所に届け出ていただきます。
2. 前項の届出があったときは、弊社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがございます。

第11条（本サービスの利用権の譲渡）

1. 本サービスの利用権を譲渡する場合は、弊社の承認が必要となります。
2. 本サービスの利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した弊社所定の書面により、弊社または弊社の事業所に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
3. 前項に基づく請求により、弊社が本サービスの利用権の譲渡を承認する場合、毎月15日以前に受付けた当該譲渡の請求については翌月1日から、毎月16日以降に受付けた当該譲渡の請求については翌々月1日からその効力が生じるものとします。
4. 本サービスの利用権の譲渡があったときは、譲受人は、譲渡人の有していた本サービスの利用契約に係る一切の権利及び義務を、当該譲渡の効力が生じた日以降承継します。

第12条（その他の契約内容の変更）

1. 弊社は、契約者から請求があり（前三条に定める変更を含みます）、弊社が承諾したときは、当該請求に基づき契約内容の変更を行います。
2. 弊社が前三条に定める変更を行った場合、契約者は、弊社が別途定める方法に基づき、契約者回線1回線ごとに、弊社が別途定める料金表に規定の変更事務手数料の支払い を要します。なお、前条に定める変更に基づく変更事務手数料は、譲渡人に支払っていただきます。

第13条（その他）

1. 「NURO Biz 利用規約本則」および本規約に定める以外の事項については、特定協定事業者約款を準用するものとします。
2. 本規約に定める内容と特定協定事業者約款に定める内容が異なる場合には、別途弊社が明示的に定める場合を除き、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

第14条（特定協定事業者への顧客情報の提供・利用に関する同意）

1. 契約者は、弊社が本サービスの提供、保守、運用、料金精算、その他これらに付随する業務を遂行する目的、および法令等に基づく公的機関等からの開示請求に対応する目的のために、特定協定事業者が契約者の個人情報を含む顧客情報（氏名・名称、住所・所在地、連絡先、利用状況等を含みます）を保持し、利用することについて、あらかじめ同意するものとします。
2. 契約者は、自らの責任において、本サービスの利用者に対し、前項に定める特定協定事業者による情報の保持および利用について事前に同意を得させるものとします。

第15条　（サービスの廃止）

1. 弊社は、本サービスの全部または一部を廃止することがございます。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

以上

附則

この規約は2026年11月2日より実施します。